

大津市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取り決めに係る公正証書等を作成するひとり親に対し、予算の範囲内において、その公正証書等の作成に必要な経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。
- (2) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市養育費に関する公正証書等作成支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、公正証書等を作成した時点において大津市内に居住し、かつ、第6条の申請を行う時点においてひとり親に該当する者であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
- (2) 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- (3) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 同一の児童を対象として、過去に補助金の交付を受けておらず、又は国若しくは他の地方公共団体から同種の補助を受けていない、若しくは受ける予定がない者であること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、養育費の取り決めに要した経費のうち、補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が負担した公証手数料令（平成5年政令第224号）に定める手数料又は家事調停の申立て（養育費の支払について家庭裁判所に申し立てるものに限る。）に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代とする。

2 補助金の額は、1の公正証書に係る手数料又は家事調停の申立てにつき30,000円を上限とする。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、養育費に関する公正証書等の作成について、母子自立支援員に対し、事前に相談をしなければならない。ただし、市長が認める場合は、事前の相談を省略することができる。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書は、公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合にあっては、この限りでない。

3 第1項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、第1号から第3号までに掲げる書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し
- (4) 補助対象となる経費の領収書等
- (5) 養育費の取り決めに交わした文書の写し(公正証書(強制執行認諾約款付きのものに限る。)、調停調書又は審判書の正本)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条及び第15条の規定にかかわらず、補助金は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第9条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付請求書(様式第4号)とする。

(取消通知書)

第10条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

(返還通知書)

第11条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市養育費に関する公正証書等作成支援補助金返還通知書(様式第6号)により行うものとする。

(留意事項)

第12条 市長は、補助金の交付に係る事務を行うに当たっては、申請者のプライバシー

の保護について、十分留意しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。